



(号外)

独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 土地改良法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 土地改良法施行令及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令の一部を改正する政令(一三〇)

〔内閣官房令〕

- 人事記録の記載事項等に関する内閣官房令及び人事統計報告に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令(内閣官房二)
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令(同三)

〔府 令〕

- こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(内閣府三三)

- 食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三四)
- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同三五)
- 警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令(同三六)
- 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(同三七)

〔府令・省令〕

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二)
- 生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・国交二)

〔省 令〕

- 福島復興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(総務二六)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同二七)

〔デジタル庁令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(デジタル庁・総務四)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(同五)

- 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(総務二六)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同二八)
- 電波法施行規則の一部を改正する省令(同二九)
- 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)
- 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(同三一)
- 地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令(同三二)
- 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三三)
- 地方債に関する省令の一部を改正する省令(同三四)

〔復興庁令・省令〕

- 福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令(復興庁二)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、十二ページに掲載されています。

〔復興庁令〕

- 福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令(以下次のページへ続く)

- (前のページより続き)
- 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件(同四)
 - 租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件(同五)
 - 租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件(同六)
 - 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件(文部科学四〇)
 - 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件(同四一)
 - 強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができる海外の美術品等を指定する件(同四二)
 - 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示(同四三)

- 九九
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示(文部科学・厚生労働二)
 - ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示(同三)
 - 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同四)
 - 電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示(文部科学・経済産業一)
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件(厚生労働一二三)
 - 国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件(同一二四)
 - 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(同一二五)
 - 障害者雇用対策基本方針を定める件(同一二六)
- 九八

- 九七
- 中小企業退職金共済法第十一条第二項第三号口及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号口(1)の支給率を定める件(同一二七)
 - 中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件(同一二八)
 - 中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件(同一二九)
 - 中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三〇)
 - 中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三一)
 - 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三二)
 - 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三三)
 - 中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三四)
 - 中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三五)
 - 中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一三六)
- 九六

- 九五
- 令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件(同一三七)
 - 障害者活躍推進計画作成指針の一部を改正する件(同一三八)
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同一三九)
 - 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(同一四〇)
 - 消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件(同一四一)
 - 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同一四二)
 - 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一四三)
 - 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する件(同一四四)
 - 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施の一部を改正する件(同一四五)
 - 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
- 九四

二二七
二二九
二三三
二三五
二三七
二三九
二四一
二四三
二四五
二四七
二四九
二五

○厚生労働省告示第百四十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表 I ~ V (略)				別表 I ~ V (略)			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品	名	単位	材料価格	品	名	単位	材料価格
001 (略)				001 (略)			
002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1 g	6,596円		002 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1 g	6,512円	
003 歯科鋳造用14カラット金合金 鋼用 (JIS適合品)	1 g	6,579円		003 歯科鋳造用14カラット金合金 鋼用 (JIS適合品)	1 g	6,495円	
004 歯科用14カラット金合金鉄用線 (金58.33%以上)	1 g	6,729円		004 歯科用14カラット金合金鉄用線 (金58.33%以上)	1 g	6,645円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1 g	6,556円		005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1 g	6,472円	
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1 g	3,391円		006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1 g	3,711円	
007~009 (略)				007~009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1 g	3,994円		010 歙科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1 g	4,226円	
011 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	151円		011 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	144円	
012 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	184円		012 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	177円	
013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1 g	269円		013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1 g	265円	
014~069 (略)				014~069 (略)			
VII~IX (略)				VII~IX (略)			